

令和元年度ほどがや区民まつり 区民バザール出店者募集要項【新規】

1 目 的

区民の「わがまち保土ヶ谷」意識を育むとともに、地域の中でふれあいの輪を広げ、地域連帯意識の醸成を図る機会とするため、「ほどがや区民まつり」を開催します。

その会場内に、多くの区民が参加し、明るく楽しい交流のひとつきを過ごせる場をつくるため、区民バザールを実施します。

2 内 容

来場者と共に楽しめる催し、飲食物の販売、団体の活動紹介やPRなど出店者が、「ほどがや区民まつり」の目的に即して趣向を凝らした企画によりブースを出店していただきます。

3 主 催

ほどがや区民まつり実行委員会、保土ヶ谷区役所

4 開催日時（出店日時）

令和元年10月19日（土）午前10時（オープニングイベントは9時30分から）～ 午後3時
（小雨決行、荒天の場合は中止）※今年度から翌日順延ではなくなりました

5 会 場

県立保土ヶ谷公園（保土ヶ谷区花見台4-2）

【区民バザールレイアウト及び出店場所（予定）】

「運動広場」、「いこいの広場・噴水広場」及び「ラグビー場」の3つのエリア

6 出店者の要件

出店できるのは、出店を希望する以下の団体で、実行委員長の承認した方とします。

(1) 非営利団体（営利を目的としない次の団体）

ア 区民が組織する団体

イ 区内で活動している団体

ウ 区内に施設を有する団体

エ 区内の商店街、同業者組合など企業や店によって組織される団体

オ 区内の官公庁

(2) 営利団体（営利を目的とする企業、個人店舗等で、次の内容で参加する場合）

ア 来場者等の昼食のための飲食物の販売を行うもの

イ 区民まつりの会場に必要な施設の提供を行うもの

ウ 区民まつりの運営に必要なアトラクションの提供を行うもの

7 募集区画数

8団体程度（8区画程度：1団体1区画まで）

※申込多数の場合には抽選とさせていただきます。

8 区画仕様

- (1) 1区画（テント） 間口3.6m × 奥行き2.7m
- (2) 1区画についてテント1張（横幕付き）、机2卓、椅子4脚を用意します。
なお、電源は用意できませんので、必要な場合は各自でご用意ください。

9 出店料

（販売行為の有無に関わらず、1区画（テント）あたり）

非営利団体・・・・・・・・・・・・ 7,500円

営利団体・・・・・・・・・・・・ 10,000円

出店者説明会（9月末ごろ開催予定）の際に集金をさせていただきます。

※区民まつりが中止となった場合も、出店料は返金しません。

10 募集期間

令和元年8月2日（金）まで

11 申込方法

区役所ホームページから、申請用紙（出店申込書・出店内容説明書）をダウンロードまたは区役所窓口にて受け取り記入したうえで、郵送、Eメールまたは窓口まで提出してください。

「出店内容説明書」の「出店内容詳細」は区民まつり、区民バザールの実施趣旨（当要項の「1目的」）を読み、具体的に記入をお願いします。特に、飲食物に物品の販売を行う団体は、記入した物以外は取り扱えませんのでご注意ください。

12 出店可否の決定及び発表

申込者多数の場合、申込書に記載の出店内容をもとに、ほどがや区民まつり企画運営委員会による抽選を行います。

抽選の結果については、当落に関わらず、ほどがや区民まつり実行委員会事務局から8月31日までに文書で通知いたします。

13 出店場所の決定

出店の場所は、県立保土ヶ谷公園の「運動広場」、「いこいの広場」、「噴水広場」又は「ラグビー場」となります。各団体の出店の位置については主催者が決定し、出店者説明会で発表します。

14 出店者説明会

令和元年9月下旬を予定

当選された団体に後日、詳細を連絡いたします。

15 搬入日時

- (1) 前日（10月18日（金））の搬入は、午後3時30分～午後5時

前日に搬入したい団体は事前に申し出てください。なお、荒天の場合など設営作業の状況により搬入ができないことがあります。判断が難しい場合は、ほどがや区民まつり実行委員会事務局（保土ヶ谷区役所地域振興課（電話：334-6302））までお問い合わせください。

- (2) 開催当日（10月19日（土））の搬入は、午前7時15分～9時
車両は午前9時までには会場内から撤収してください。午前9時を過ぎてからの搬入は、安全確保のため認めません。

16 搬出日時

開催当日（10月19日（土））、まつり終了後、本部の指示が出てから（午後3時30分以降の予定）車両を会場に乗り入れて搬出作業に着手してください。

17 注意事項など

- (1) 政治的・宗教的な内容の出店や、虚偽の申請などがあった場合など、出店をお断りすることがあります。
- (2) 会場内での車両通行
出店者説明会で説明する会場内の交通ルールを遵守してください。
- (3) 物品等の管理
出店にかかる物品等の管理は、出店団体の責任で行ってください。
前日搬入をする際、夜間の警備は行いませんので、物品等の管理は各団体の責任において行ってください。盗難等に関して、主催者は一切責任を負いません。
- (4) 食品提供にかかる管理
ア 火気の取扱にはくれぐれも注意してください。なお、横浜市火災予防条例にもとづき、1出店につき1本消火器の準備が必要となりますので、各団体でも消火器の準備をお願いします。
イ 食品取扱店は、行事開催届を必ず提出の上、区役所福祉保健センター生活衛生課の指示に従ってください。また、出店者説明会の際に行う講習を受けたうえ、食品の適正な管理をしてください。
ウ 食品を提供する出店者は、実行委員会の指定するリユース食器を使用してください。（リユース食器は無料とさせていただきます。必要個数を用紙に記入の上、事前に申請してください。詳細については出店者説明会でご説明させていただきます。）
エ 食品を提供する出店者は、必ず各自ポリタンク等に水を用意し、手洗いを励行してください。なお、流し台に手洗い用の洗剤を用意しますのでご利用ください。流し台で洗い物をする場合は残飯や油は絶対に流さないでください。
- (5) ごみ処理
出店により発生したごみは、出店者の責任において、終了後に必ず全部持ち帰ってください。
- (6) 横幕
すべてのテントに横幕を設置いたしますので、当日各団体で幕を下ろしてください。
- (7) その他
ア 午前10時までは絶対に販売は行わないでください。
イ 飲食物や物品を販売する場合、来場者に誤解を与えるようなことのないよう、表示、価格設定等を適正に行ってください。また、抽選等を行う場合も、誤解を招くことのないよう、公正に行ってください。
ウ 飲食物や物品を販売する出店者で区民まつり開催時間中に完売した場合、「完売」等の張り紙を掲示のうえ本部に報告してください。

- エ 開催時間中は完売した場合でも、テントに従事者がいるようにし、撤収は区民まつり終了後に合わせ、本部の指示に従ってください。
- オ その他、神奈川県都市公園条例ほかの関係法令、出店者説明会での説明事項及び主催者の指示にしたがってください。
- カ 参加申込後、参加団体の都合でキャンセルされた場合、出店料の返金はできません。
- キ 中止の場合、出店にかかる仕入れ費用等の経費補償は一切行いません。
- ク 来場者数の増減による売上等に対する補償は一切行いません。
- ケ 神奈川県都市公園条例の制限行為に該当する「署名活動」及び「募金活動」は、出店団体ごとの実施を原則禁止とさせていただきます。
- コ 今回新規出店していただいた場合でも、来年度以降の出店をお約束するものではありませんのでご了承ください。

18 申込み及び問い合わせ先

ほどがや区民まつり実行委員会事務局（保土ヶ谷区役所 地域振興課 地域活動係内）
担当 関、溝口
〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2-9
TEL. 334-6302 FAX. 332-7409
Ho-chiiki@city.yokohama.jp